



新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置について（液石法施行規則に規定する延長措置）

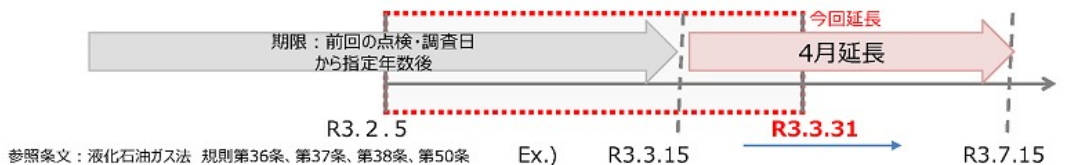
1. 本件の概要

2021年2月5日
経済産業省

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、法令に定める事務について方法を改める。

**LPガス供給設備点検
消費設備調査 等
(認定販売事業者も含む)**

**左記の点検・調査期間が
令和3年2月5日～3月31日
の間に終了する場合は、
下記のとおり点検・調査期間を4カ月延長
することが可能となります。**



**認定販売事業者による
LPガス保安確保機器
期限管理**

**左記の管理期間が
令和3年2月～3月（ガスメーターを除く機器）
の間に終了する場合は、
下記のとおり4ヶ月延長
することが可能となります。**



2. 主な措置の内容

(1) LPガス供給設備・消費設備の点検・調査の猶予措置

- 供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和3年2月5日から同年3月31日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を4カ月延長する。
- なお認定販売事業者の点検・調査についても同様の措置を講ずることとする。


(2) 認定販売事業者の保安確保機器の期限管理の延長措置


- 現行法令上、認定販売事業者は認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置することとしている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ガスメーター以外の保安確保機器の期限管理においては令和3年2月から同年3月までに管理期間が終了するものについて4カ月延長できることとする。

3. スケジュール

令和3年2月5日(金) 公布・施行

4. 参考

[延長告示\(液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件\)](#) (PDF形式: 60KB) 

[概要図](#) (PDF形式: 302KB) 

お問合せ先

産業保安グループ ガス安全室

mail : lpg-gasanzenshitsu (アットマーク) meti.go.jp

(アットマーク) は半角で「@」としてください。

※コロナ対策のためテレワークを実施しております。

メールにてお問合せいただきますと担当者から連絡いたします。
